

平成23年度

宮津市水道事業

水 質 検 査 計 画



平成23年3月 大手川河川竣工

宮津市上下水道室

## **水質検査計画について**

宮津市では、水道の需要者の皆様に安全でおいしい水をお届けするため、河川などの水源から浄水場、家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行っております。

平成15年5月に水道水の水質基準が改正され、この改正に合わせて水質検査の内容を充実させた「水質検査計画」を策定し、需要者に対して情報提供を行うことが規定されました。この水質検査を「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度」で行うかを記したものが水質検査計画です。

この計画に沿って水質検査を行い、安心して宮津市の水道水をご利用いただけるよう、平成23年度水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。

# 目 次

<b><u>I 基本方針</u></b> .....	1
<b><u>II 水道事業等の概要</u></b> .....	1
1 給水状況 .....	1
2 給水区域 .....	1
3 浄水施設の概要 .....	1
4 水道の原水及び水道水の状況 .....	3
<b><u>III 水質検査項目及び検査頻度</u></b> .....	4
1 法令に基づく水質検査及び検査頻度 .....	4
2 本市独自の水質検査及び検査頻度 .....	5
3 臨時の水質検査 .....	5
<b><u>IV 水質検査方法</u></b> .....	1 0
<b><u>V 水質検査採水地点</u></b> .....	1 0
<b><u>VI 水質検査計画及び水質検査結果の公表</u></b> .....	1 0
1 水質検査計画の公表 .....	1 0
2 水質検査結果の公表 .....	1 0
<b><u>VII 関係機関との連携等</u></b> .....	1 0

## I 基本方針

- 1 本市における水道水の原水及び給水栓(蛇口)の水質検査は、この水質検査計画に基づいて行います。
- 2 水質検査計画は、毎年度開始前に公表するとともに、水質検査結果についても公表します。

## II 水道事業等の概要

本市では、水道事業8施設、簡易水道事業等17施設(飲料水供給施設2施設含む)を設置し、水道水を供給しています。表1参照

### 1 給水状況

表1 事業概要

(平成22年3月31日現在)

区分	水道事業施設	簡易水道事業等施設	計	備考
施設数	8箇所	17箇所	25箇所	
計画給水人口	15,500人	9,626人	25,126人	
現在給水人口	15,322人	5,537人	20,859人	
給水世帯数	6,529戸	2,251戸	8,780戸	
計画給水量	8,980 m <sup>3</sup>	4,884 m <sup>3</sup>	13,864 m <sup>3</sup>	最大給水量/日当たり
年間給水量	2,263,731 m <sup>3</sup>	727,682 m <sup>3</sup>	2,991,413 m <sup>3</sup>	
1日平均給水量	5,719 m <sup>3</sup>	1,803 m <sup>3</sup>	7,522 m <sup>3</sup>	

※ 平成23年4月1日から里波見、中波見、奥波見の3浄水場を新たな波見谷浄水場に統合

#### 水道施設の区分

水道事業施設 ～計画給水人口が5,001人以上のもの

簡易水道事業施設～計画給水人口が101人以上5,000人以下のもの

飲料水供給施設 ～計画給水人口が51人以上100人以下のもの

### 2 給水区域

(1) 水道事業施設 表2参照

宮津、上宮津(小田の一部地域を除く)、栗田(新宮の一部地域を除く)、吉津地区

(2) 簡易水道事業施設 表3参照

平成23年4月1日から新たな波見谷浄水場が稼働。

(里波見、中波見、奥波見、梅ヶ谷地区の給水エリアを統合)

(3) 飲料水供給施設 表4参照

### 3 浄水施設の概要

表2 水道事業施設

施設名	所在地	水源	水処理方式	備考
滝上浄水場	宮津市字万年 439	湖沼水(如願寺川)	緩速ろ過方式	
滝馬浄水場	宮津市字滝馬 130-1	伏流水(大手川)	緩速ろ過方式	
皆原浄水場	宮津市字皆原 291-2	表流水(北谷川)	緩速ろ過方式	
上宮津浄水場	宮津市字小田 604-1	表流水(大手川)	急速ろ過方式	
新宮浄水場	宮津市字新宮 715	表流水(足谷川)	緩速ろ過方式	
栗田浄水場	宮津市字上司無番地	伏流水(大雲川)	緩速ろ過方式	
須津浄水場	宮津市字須津 1234	表流水(宮川)	緩速ろ過方式	通常取水
		浅層地下水	急速ろ過方式	
文珠浄水場	宮津市字文珠 242-3	湖沼水(宮川)	緩速ろ過方式	

表3 簡易水道事業施設

施設名	所在地	水源	水処理方式		備考
	給水区域		計画給水人口	最大給水量/日	
由良浄水場	宮津市字由良 3252-1	深層地下水 (第一・第二・第三)	急速ろ過方式		
	字由良、石浦(上石浦を除く)		1,850人	1,110m <sup>3</sup>	
上石浦浄水場	宮津市字石浦 461	表流水(馳出川)	緩速ろ過方式		
	字石浦(下石浦を除く)		200人	30m <sup>3</sup>	
府中浄水場	宮津市字成相寺 388	表流水(真名井川)	緩速ろ過方式		通常取水
		深層地下水(第三)	急速ろ過方式		通常取水
		深層地下水(第四)			濁水期取水
	字江尻、難波野、大垣、中野、小松		2,000人	900m <sup>3</sup>	
国分、溝尻 浄水場	宮津市字国分 435	表流水(大橋川)	緩速ろ過方式		通常取水
		表流水(三谷川)			濁水期取水
	字国分、溝尻		800人	200m <sup>3</sup>	
日置浄水場	宮津市字日置 3293	表流水(橋谷川)	緩速ろ過方式		
		伏流水(世屋川)	急速ろ過方式		
		深層地下水			
	字日置		810人	1,800m <sup>3</sup>	
畑浄水場	宮津市字畑 809	表流水(畑川)	緩速ろ過方式		
	字畑		110人	17.4m <sup>3</sup>	
下世屋浄水場	宮津市字松尾 199	表流水(大谷川)	緩速ろ過方式		
	字下世屋		330人	49.5m <sup>3</sup>	
松尾浄水場	宮津市字松尾 119-2	湧水	塩素消毒のみ		
	字松尾		150人	22.5m <sup>3</sup>	
上世屋浄水場	宮津市字上世屋 720	表流水(溪流)	緩速ろ過方式		
	字上世屋		130人	21m <sup>3</sup>	
田原浄水場	宮津市字田原 461-1	浅層地下水	塩素消毒のみ		通常取水
		湧水			濁水期取水
	字田原		110人	24m <sup>3</sup>	
養老浄水場	宮津市字長江 597	表流水(小犀川)	緩速ろ過方式		通常取水
		伏流水(犀川)			
字長江、岩ヶ鼻、大島		1,300人	360m <sup>3</sup>		
外垣浄水場	宮津市字外垣 255	表流水(サラメ川)	緩速ろ過方式		
	字外垣		200人	30m <sup>3</sup>	
波見谷浄水場	宮津市字奥波見 2197	表流水(新宮川)	急速ろ過方式		平成23年度から稼働
	字里波見、中波見、奥波見	湧水	290人	118m <sup>3</sup>	
日ヶ谷浄水場	宮津市字日ヶ谷 4911	表流水(石倉川)	緩速ろ過方式		
	字日ヶ谷(藪田を除く)		830人	135m <sup>3</sup>	
藪田浄水場	宮津市字日ヶ谷 3129	湧水	塩素消毒のみ		
	字日ヶ谷		110人	16.5m <sup>3</sup>	

表4 飲料水供給施設

施設名	所在地	水源	水処理方式		備考
	給水区域		計画給水人口	最大給水量/日	
岩戸浄水場	宮津市字小田 1370-1	湧水	塩素消毒のみ		
	字小田(岩戸、平石)		52人	10.4m <sup>3</sup>	
狩場浄水場	宮津市字新宮 426	表流水	緩速ろ過方式		
	字新宮(狩場)		74人	14.8m <sup>3</sup>	

#### 4 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況 表5、表6参照

原水水質の状況については、過去の水質検査データなどから各浄水場における原水水質の汚染が予測される事項を掌握したうえで、これらの監視や水質管理上注目すべき項目について、定期的に検査を行い、適正な浄水処理に努めています。

表5 水道事業施設

施設名	原水に汚染が予測される事項	水質検査項目
滝馬浄水場	降雨時による高濁水の発生及び高速道路からの排水	濁度、油脂等
上宮津浄水場	高速道路からの排水	油脂等
滝上浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
皆原浄水場	〃	濁度
新宮浄水場	有機物	色度

表6 簡易水道事業施設

施設名	原水に汚染が予測される事項	水質検査項目
由良浄水場	地下水	マンガン、フッ素及びその化合物
府中浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
国分、溝尻浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
日置浄水場	ゴルフ場使用農薬類の散布	農薬類
養老浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
外垣浄水場	有機物等	鉄及びその化合物、色度
日ヶ谷浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
松尾浄水場	湧水の直接減菌であり、浄水施設なし	クリプトスポリジウム等
藪田浄水場	〃	〃
田原浄水場	〃	〃
岩戸浄水場	〃	〃

(2) 水道の水質状況

水道水の水質状況については、水道法に基づき毎日検査などを行って、水道水の安全性を確認しています。

### Ⅲ 水質検査項目及び検査頻度

#### 1 法令に基づく水質検査及び検査頻度

水質検査の検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓(蛇口)とし、採水地点は、各浄水場系統ごとに設定します。また、検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。

水質基準の改正：トリクロロエチレン基準値 0.03mg/l以下から 0.01mg/lに強化  
(平成23年4月1日施行)

##### (1) 毎日検査 (水道法第20条第1項)

検査は、表7の3項目の検査を、1日1回行います。

表7 毎日検査(法令に基づく水質検査)

水質検査項目	基準値
色	5度以下
濁り	2度以下
消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上

##### (2) 毎月検査 (水道法第20条第1項) 表8、表9、表10参照

検査は、水質基準に関する省令(以下「省令」という。)に規定する50項目中、省略することができないとされている2項目とその他7項目の検査を毎月1回行います。

\*検査日 毎月実施

##### (3) 3ヶ月検査 (水道法第20条第1項) 表8、表9、表10参照

検査は、省令に規定する50項目中、水道事業施設については、省略することができないとされている14項目とその他5項目の検査を、また簡易水道事業施設(飲料水供給施設含む)については、省略することが出来ないとされている14項目とその他12項目の検査を年4回行います。

\*検査日 4月、7月、10月、1月に実施

##### (4) 全項目検査 (水道法第20条第1項) 表8、表9、表10参照

検査は、省令に規定する50項目とし、原水についても行います。

なお、過去の検査結果により、その濃度が基準値と比較し1/10以下の場合には、3年に1回まで減らすことのできる項目についても、水質の状況を確認するため、検査頻度を減らさず年1回検査を行います。

\*検査日 7月に実施

検査項目比較表

	毎日検査		毎月検査		3ヶ月検査		全項目(原水・浄水)	
	上水道	簡水水道	上水道	簡水水道	上水道	簡水水道	上水道	簡水水道
平成23年度	3項目	3項目	9項目	9項目	19項目	26項目	50項目	50項目
平成22年度	3項目	3項目	9項目	9項目	13項目	13項目	50項目	50項目

※ 過去3年間における該当事項について、基準値の5分の1であるときは、概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下である時は、概ね3年に1回以上とすることができる。

## 2 本市独自の水質検査及び検査頻度

本市独自の水質検査の検査地点は、浄水は水道法で検査が義務付けられている給水栓（蛇口）、原水は各浄水場の取水口とします。

### (1) 水質管理目標設定項目の検査 表8参照

本検査は、水道法に規定された水質検査項目ではありませんが、水質管理上留意すべき項目として行政通知で示されたもので、水道水の安全性の確保等に万全を期すため、大手川水源については、表11に示す26項目及びゴルフ場を抱える世屋川水源については、表12に示す農薬類について年1回検査を行います。

※ 検査日 9月の第2週に実施

### (2) クリプトスポリジウム等の指標菌検査 表8参照

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道原水の糞便による汚染の指標として、指標菌検査2項目(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を年4回実施していましたが、昨年度までの実績から一部年1回に省略します。

### (3) クリプトスポリジウム等(耐塩素性病原微生物)の検査 表8参照

表流水等を取水源とする浄水場において、クリプトスポリジウム等の指標菌検査結果をもとに数箇所の浄水場を選定し、クリプトスポリジウム等検査を行います。

表8 水質検査項目及び検査頻度一覧表

区分	法定検査				独自検査			
	毎日検査 (3項目)	毎月検査 (9項目)	3ヶ月検査 (17、24項目)	全項目検査 (50項目)	水質管理目標設定項目		指標菌検査 (2項目)注1	クリプト スポリジウム等
					26項目	農薬類		
水道事業 施設	浄水 8箇所	浄水 8箇所	浄水8箇所 (17項目)	浄水 8箇所 原水 9箇所	1 河川の 原水19項目 浄水 7項目	—	指標菌検査 原水12検体	3水源の原水
	毎日		4、7、10、1月	7月	9月		4、7、10、1月	9月
簡易水道 事業施設	浄水19箇所	浄水20箇所	浄水20箇所 (24項目)	浄水 20箇所 原水 28箇所	—	1 河川の 原水 16項目	指標菌検査 原水32検体	3水源の原水
	毎日	毎月	4、7、10、1月	7月	—	9月	4、7、10、1月	9月

※簡易水道事業施設には飲料水供給施設を含む。

※波見谷浄水場が今年度から稼動するため、浄水池と各配水池(奥波見・中波見・里波見)の検査を強化します。

注1 指標菌検査(2項目)については、過去の実績により一部1回/年に省略しています。

## 3 臨時の水質検査

次に掲げる水質異常が発生したときは、直ちに臨時の水質検査を実施し、原因の究明と、給水栓水の安全性が確認されるまで随時行います。

- (1)水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2)水源に異常があったとき。
- (3)水道水が原因と思われる健康被害等が発生したとき。
- (4)浄水工程または配水過程に異常があったとき。
- (5)その他水道技術管理者が必要と認めたとき。

表9 法令に基づく水質検査項目及び検査頻度(水道事業施設)

番号	水質基準項目	基準値 (mg/l)	給水栓水の最高値 過去3年間	給水栓水検査回数(回/年)		検査計画回数 (回/年)		備考	
				原則	過去3年間の検査結果から法令上想定される検査回数	給水栓水	原水		
基1	一般細菌	100個/ml以下	19個/ml	12	省略不可	12	1		
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	月1回	12	1		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.001	4	3年1回	1	1	原則回数より強化	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	4		1	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	4		1	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.008	4	3ヶ月1回	4	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001	4	3年1回	1	1	原則回数より強化	
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	<0.005	4		1	1		
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	4	省略不可 (3ヶ月1回)	4	1		
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.57	4	3年1回	1	1	原則回数より強化	
基11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.13	4	年1回	4	1	原則回数より強化	
基12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	<0.1	4	3年1回	1	1	原則回数より強化	
基13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	4		1	1		
基14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.005	4		1	1		
基15	シス-1,2-ジクロロエチレン、及びトランス-1,1-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.004	4		1	1		
基16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.002	4		1	1		
基17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	4		1	1		
基18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.001	4		1	1		23.4.1基準値変更
基19	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	4		1	1		原則回数より強化
基20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.12	4	省略不可 3ヶ月1回	4	1		
基21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.002	4		4	1		
基22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.027	4		4	1		
基23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.016	4		4	1		
基24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.007	4		4	1		
基25	臭素酸	0.01mg/l以下	0.02	4		4	1		
基26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.04	4		4	1		
基27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	<0.02	4		4	1		
基28	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.009	4		4	1		
基29	プロモホルム	0.09mg/l以下	0.008	4		4	1		
基30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.008	4		4	1		
基31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01	4	3年1回	1	1	原則回数より強化	
基32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.07	4	3ヶ月1回	4	1		
基33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.03	4	3年1回	1	1	原則回数より強化	
基34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.03	4	3年1回	1	1	原則回数より強化	
基35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	9.9	4		1	1		
基36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.005	4		1	1		
基37	塩化物イオン	200mg/l以下	42.8	12	月1回	12	1		
基38	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	42.2	4	3月1回	4	1		
基39	蒸発残留物	500mg/l以下	125	4		4	1		
基40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	4	3年1回	1	1	原則回数より強化	
基41	ジエオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	12		1	1		
基42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	12		1	1		
基43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.005	4		1	1		
基44	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	4		1	1		
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下	1.4	12	月1回	12	1		
基46	pH値	5.8以上8.6以下	7.57	12		12	1		
基47	味	異常でないこと	異常なし	12		12	1		
基48	臭気	異常でないこと	異常なし	12		12	1		
基49	色度	5度以下	3	12		12	1		
基50	濁度	2度以下	0.1	12		12	1		

備考 ・法に基づき、水質検査を省略できない項目(14項目)

平成23年4月1日施行の水質基準省令により、トリクロロエチレンの基準値を0.03 → 0.01mg/lに強化する。

表10 法令に基づく水質検査項目及び検査頻度(簡易水道施設、飲料水供給施設)

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	給水栓水の最高値 過去3年間	給水栓水検査回数(回/年)		検査計画回数 (回/年)		備考
				原則	過去3年間の検査結果から法令上想定される検査回数	給水栓水	原水	
基1	一般細菌	100個/ℓ以下	2	12	省略不可	12	1	
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	月1回	12	1	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	<0.001	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	0.00005未満	4		1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.003	4	3ヶ月1回	4	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.006	4		4	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.003	4		4	1	
基8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	<0.005	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	0.001	4	省略不可 (3ヶ月1回)	4	1	
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	2.26	4	3ヶ月1回	4	1	
基11	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.58	4		4	1	
基12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	<0.1	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基13	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	<0.0002	4		1	1	
基14	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	<0.005	4		1	1	
基15	シス-1,2-ジクロロエチレン、及びトランス-1,1-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	<0.004	4		1	1	
基16	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	<0.002	4		1	1	
基17	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	4		1	1	
基18	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	4		1	1	
基19	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	4	省略不可 3ヶ月1回	4	1	
基20	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	0.5	4		4	1	
基21	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	<0.002	4		4	1	
基22	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.055	4		4	1	
基23	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	0.021	4		4	1	
基24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.011	4		4	1	
基25	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	<0.001	4		4	1	
基26	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.07	4		4	1	
基27	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	0.03	4		4	1	
基28	プロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.017	4		4	1	
基29	プロモホルム	0.09mg/ℓ以下	0.005	4		4	1	
基30	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	<0.008	4	4	1		
基31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.02	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	0.11	4	3ヶ月1回	4	1	
基33	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.11	4		4	1	
基34	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.03	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基35	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	23	4	年1回	4	1	
基36	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.012	4		4	1	
基37	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	20.5	12	月1回	12	1	
基38	カルシウム、マグネシウム等	300mg/ℓ以下	70	4	3ヶ月1回	4	1	
基39	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	138	4		4	1	
基40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	<0.02	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基41	ジエオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.000002	12	年1回	4	1	
基42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	<0.00001	12	3年1回	1	1	
基43	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	<0.005	4		1	1	
基44	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	<0.0005	4		1	1	
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/ℓ以下	2	12	省略不可 月1回	12	1	
基46	pH値	5.8以上8.6以下	8.32	12		12	1	
基47	味	異常でないこと	異常なし	12		12	1	
基48	臭気	異常でないこと	異常なし	12		12	1	
基49	色度	5度以下	5	12		12	1	
基50	濁度	2度以下	1.1	12		12	1	

備考 ・法に基づき、水質検査を省略できない項目(14項目)

平成23年4月1日施行の水質基準省令により、トリクロロエチレンの基準値を 0.03 → 0.01mg/ℓに強化する。

- 備考 \*1 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における該当事項についての検査結果が、基準値の5分の1であるときは、概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。(水道法施行規則第15条第1項第3号)
- \*2 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びにその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことがあきらかな場合は省略可。(水道法施行規則第15条第1項第3号)

表11 水質管理目標設定項目及び検査頻度(本市独自の検査)

目番号	検査項目	目標値	検査回数 (回/年)	検査 種別	区分
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/ℓ以下	1	原水	無機物質 ・金属類
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下*	1	原水	
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/ℓ*	1	原水	
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/ℓ以下*	1	原水	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	1	原水	一般有機 化学物質
<del>6</del>	<del>トランス-1,2-ジクロロエチレン</del>	<del>0.04mg/ℓ以下</del>	<del>1</del>	<del>原水</del>	
<del>7</del>	<del>1,1,2-トリクロロエタン</del>	<del>0.006mg/ℓ以下</del>	<del>1</del>	<del>原水</del>	
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下	1	原水	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/ℓ以下	1	原水	
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1	浄水	消毒剤・ 消毒副生成物
<del>11</del>	<del>塩素酸</del>	<del>0.6mg/ℓ以下</del>	<del>1</del>	<del>浄水</del>	
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	1	浄水	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下*	1	浄水	
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下*	1	浄水	消毒剤
16	残留塩素	1mg/ℓ以下	1	浄水	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	1	原水	基礎的性状
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1	原水	色
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	1	原水	無機物
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	1	原水	一般有機 化学物質
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下	1	原水	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下	1	原水	基礎的性状
23	臭気強度(TON)	3以下	1	浄水	臭気
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	1	原水	基礎的性状
25	濁度	1度以下	1	原水	
26	pH値	7.5程度	1	浄水	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上、極力0に	1	原水	
28	従属栄養細菌	2,000cfu/ℓ以下*	1	原水	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下*	1	原水	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下*	1	原水	

目標値の\*印は暫定値を示す。

目8：水質基準改正 0.2→0.4mg/ℓ以下

表 1 2 水質管理目標設定項目(農薬類)及び検査頻度(本市独自の検査)

農番号	検査項目(農薬名)	目標値	検査回数 (回/年)	用途	検査 種別
2	シマジン(CAT)	0.003mg/ℓ	1	除草剤	原水
9	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/ℓ	1	殺菌剤	
17	ペンタゾン	0.2mg/ℓ	1	除草剤	
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005mg/ℓ	1	殺虫剤	
19	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03mg/ℓ	1	除草剤	
24	トリクロロホン(DPE)	0.03mg/ℓ	1	殺虫剤	
33	ペンシクロン	0.1mg/ℓ	1	殺菌剤	
43	ベンフルラリン(バスロジン)	0.08mg/ℓ	1	除草剤	
51	フサライド	0.1mg/ℓ	1	殺菌剤	
55	チオファネートメチル	0.3mg/ℓ	1	殺菌剤	
58	カルプロパミド	0.04mg/ℓ	1	殺菌剤	
61	プロシミドン	0.09mg/ℓ	1	殺菌剤	
67	ジクワット	0.005mg/ℓ	1	除草剤	
68	ジウロン(DCMU)	0.02mg/ℓ	1	除草剤	
82	プロベナゾール	0.05mg/ℓ	1	殺菌剤	
84	ダイムロン	0.8mg/ℓ	1	除草剤	

表 1 3 検査項目及び検査頻度(本市独自の検査)

検査項目	目標値	検査回数 (回/年)	検査種別	備考
クリプトスポリジウム等	不検出	1	原水	検出、不検出により判断

## IV 水質検査方法

法令に基づく水質検査及び本市独自の水質検査は、水質検査登録機関へ委託し、厚生労働省令等に基づいた検査方法により実施します。

なお、水質検査の精度については、原則として基準値及び目標値の1/10の値まで測定できる精度の高い水質検査を行います。

## V 水質検査採水地点

給水栓(蛇口)の水質検査採水地点は、浄水場ごとに市内27か所を設定して検査を行います。

## VI 水質検査計画及び水質検査結果の公表

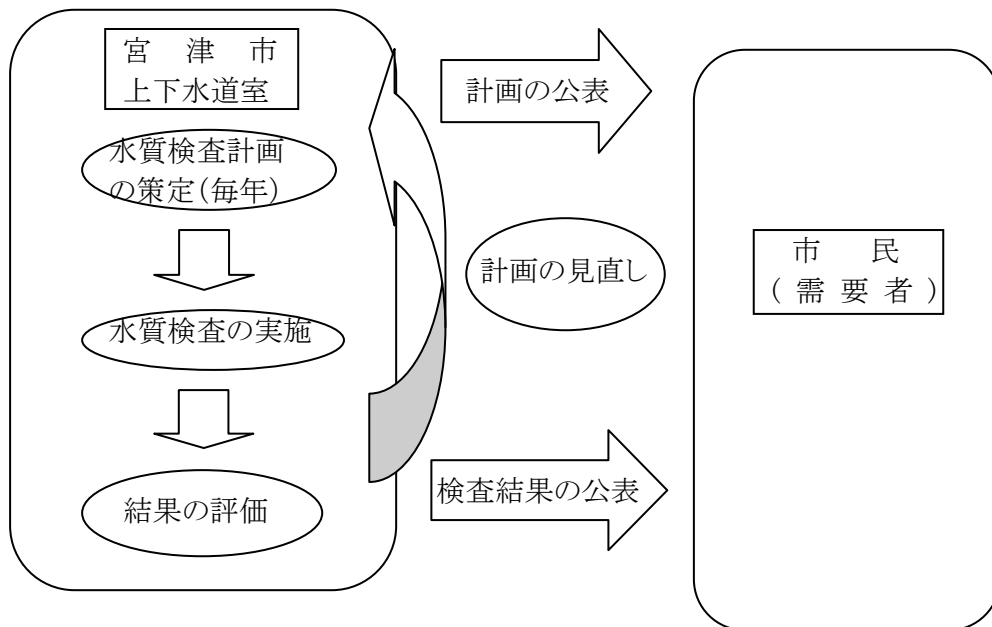
### 1 水質検査計画の公表

水質検査計画は、毎年度作成し、当該年度開始前に公表します。

公表の方法については、宮津市のホームページに掲載する他、上下水道室で閲覧方式により公表します。

### 2 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づいて実施した水質検査の結果は、宮津市のホームページに掲載する他、上下水道室で閲覧方式により公表します。



## VII 関係機関との連携等

- 1 水道水が原因で健康被害等が発生した場合は、京都府文化環境部公営企画課並びに京都府丹後広域振興局丹後保健所等と連携し、原因の究明と被害状況の把握に努めるとともに、当該被害の拡散防止のための迅速な広報と対応を図ります。
- 2 水源で水質汚染事故が発生した場合は、原因究明とともに関係機関と情報交換を図りながら、汚染水の取水を停止する等の措置を講じ、水質管理の徹底を図ります。

**水質検査計画に関する問い合わせ先**

**宮津市上下水道室**

〒626-8501

京都府宮津市宇柳縄手345-1

TEL0772-22-2121

FAX0772-25-1691

ホームページアドレス

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/>